

令和7年度 秋田県職員（児童自立支援専門員） 募集要項

令和7年5月26日
秋 田 県

○受付期間 令和7年5月26日（月）～令和7年6月23日（月）午後5時まで
○第1次試験 令和7年7月5日（土）

問 合 せ
受 験 申 込 み

→

秋田県健康福祉部福祉政策課 総務チーム （秋田県庁2階）
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
TEL 018（860）1311（直通）

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

採用職種	採用予定人員(人)	職務内容
児童自立支援専門員	2	児童自立支援施設千秋学園で入所児童に対する生活指導・学習指導等を通じた自立支援業務や、本庁又は地方機関で福祉行政全般に係る業務に従事します。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の両方の要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた者
- (2) 次に掲げる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第82条各号のいずれかに該当する者又は令和8年3月31日までに該当する見込みの者

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
第82条

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者^{注1}（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間*の合計が2年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間*の合計が2年以上であるもの

- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間*の合計が2年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間*の合計が5年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

注1 知事の指定する学校その他の養成施設

- 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科
- 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部
- 上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科

※前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間

- ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条第1項第4号
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
 - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者
 - ・ 禁錮（令和7年6月1日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和7年7月5日(土)午前9時～ ※ 10分前までに会場へお入りください。	秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター
第2次試験	令和7年8月中旬～下旬（平日） ※ 詳細は第1次試験合格者に別途通知 します。	秋田市 ※ 詳細は第1次試験合格者に別途通知 します。

※災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」等でお知らせします。

4 試験の種目及び方法・内容

(1) 第1次試験

試験種目	試験方法	内 容
適性検査	検査時間 60分程度	職務遂行に必要な適性についての検査
小論文試験	記述式 2題 試験時間 120分	文章による表現力、思考力、文章構成力等についての試験 (専門的分野1題、一般的分野1題 各60分)

※適性検査は第1次試験で行いますが、その結果は第2次試験の合否に反映されます。

(2) 第2次試験

試験種目	試験方法	内 容
口述試験	試験時間 1人20～30分程度	専門知識及び人物についての個別面接による試験

5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

なお、受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

6 合格者の発表

第1次試験合格発表	令和7年8月上旬予定	合否について各受験者へ書面で通知します。
第2次試験合格発表	令和7年8月下旬予定	
最終合格発表	令和7年9月下旬予定	合格者に対し、書面で通知します。

7 採用

(1) 最終合格者の採用は、令和8年4月1日の予定です。

ただし、「2 受験資格」(2)に定める要件に該当する見込みの者は、要件を満たすことを確認してからの採用となります。

(2) 「2 受験資格」(2)に定める要件に該当する見込みで試験を受けた者が、令和7年度中に要件を満たすことができなかった場合は、最終合格者となった場合でも採用されません。

8 勤務条件

(1) 給与

ア 初任給は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年4月1日条例第22号)に基づき、経歴その他を勘案の上決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

児童自立支援施設の勤務については、交替制や当直勤務の場合もあります。

(3) 休暇

年間20日(採用年は15日)の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員住宅のほか、診療室などの施設があります。

(5) 定年

定年年齢を段階的に引き上げているところであり、昭和40年度生まれは63歳、昭和41年度生まれは64歳、昭和42年度生まれ以降は65歳となります。

9 申込手続

パソコンまたはスマートフォン（電子申請）で申し込んでください。

（1）申込方法

「秋田県職員（児童自立支援専門員）の募集」（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89044>）の内容を確認してから、同ページ内の電子申請サービス（受験申込ページ）にアクセスしてください。

その後、電子申請サービスのアカウント登録を行い、完了したらログインの上、画面上の受験申込フォームに入力し、申込内容に間違いがないか確認して送信してください。

申込を行うと、申込完了通知メールが自動配信されます。アカウントを登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

（注）1～2日経っても申込完了通知メールが届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

（2）受験申込フォームの入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェック）してください。
- ② 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比4：3）の画像ファイル（J P E G、P N G又はG I F）を添付してください。
- ③ 次の証明書類のスキャンデータ又は撮影データ（記載内容が確認できるもの）を添付してください。

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条各号のいずれかに該当することを証明する書類

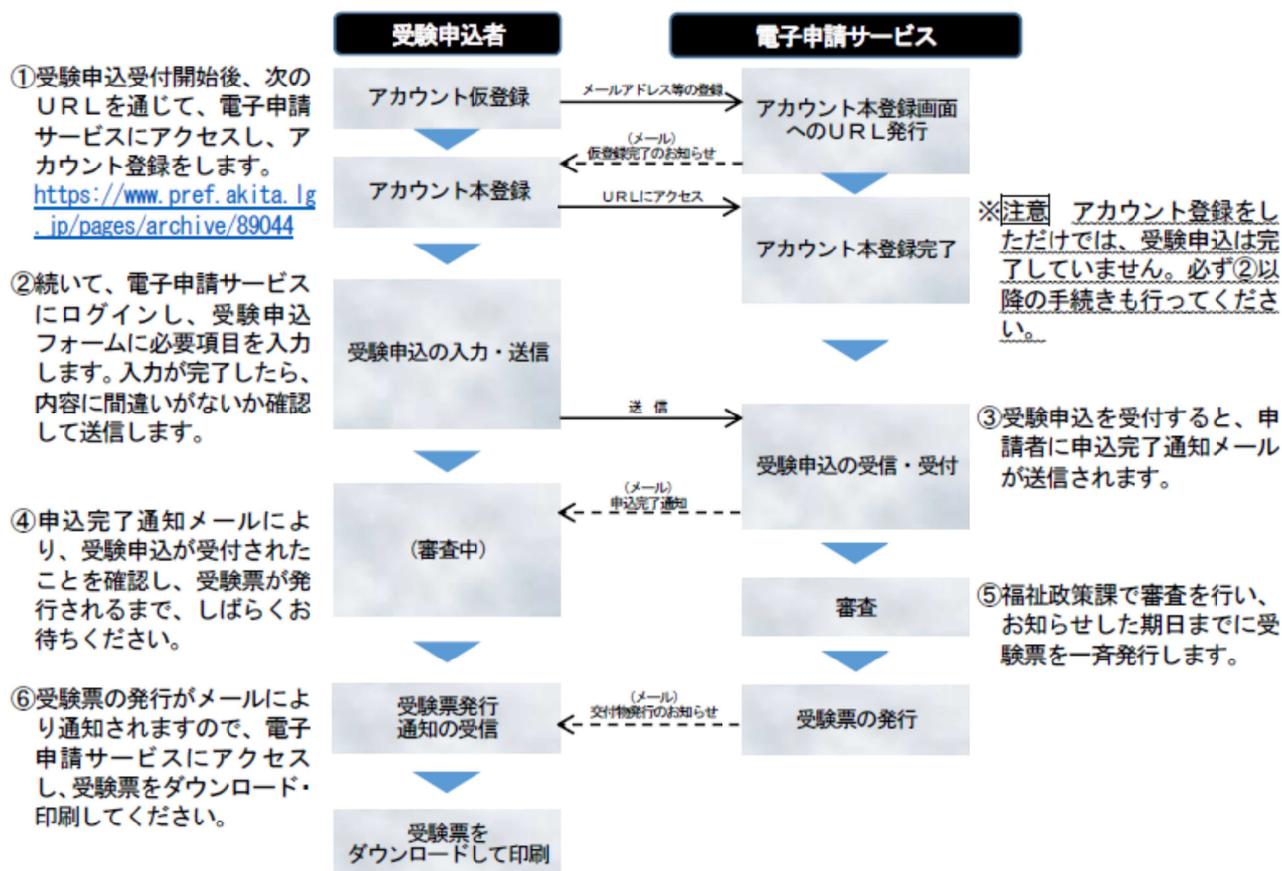
- ・児童自立支援事業等、各号で定める事業又は職務への従事証明書（第4号～第8号の該当者に限る。）
- ・最終卒業学校の卒業証明書又は卒業予定証明書
- ・最終卒業学校の履修科目証明書又は成績証明書、卒業見込みの場合は成績証明書
- ・その他受験資格を証明する書類（医師免許証、社会福祉士登録証、教諭普通免許状の写し等）

（注）使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

（3）受験票の交付

7月1日（火）までに受験票が発行され、受験申込フォームに登録したメールアドレスに交付物発行のお知らせが送信されますので、電子申請サービスにアクセスし、受験票をダウンロード・印刷し、受験当日に忘れずに持参してください。

◎ インターネット（電子申請）による受験申込の流れ



10 第1次試験に関する注意事項

試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆・シャープペンシル・消しゴム）を持参してください。
 携帯電話やスマートフォンについては、試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認められません。